

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0232	特別調達資金事務処理システムの接続システム換装に伴う作業役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年1月29日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年5月12日(火)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年4月8日（水）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) 入札に関する条件 仕様書6(1)～(4)に定める本業務の実施体制並びに仕様書8(3)(ア)～(ウ)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年4月10日（金）18:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 5月 8日 (金) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

仕 様 書			
件 名	特別調達資金事務処理システムの接続システム 換装に伴う作業役務	作成年月日	令和8年3月17日
		仕様書番号	
		作成部課	大臣官房会計課

1 総則

1.1 目的

防衛省は、「特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画」（防衛庁行政情報化推進委員会決定 17. 11. 30）を策定し、これに基づき平成18年3月より特別調達資金事務処理システム（以下「本システム」という。）の構築を開始し、平成21年1月5日から稼働している。

その中、本システムと接続している官庁会計システム歳入歳出外システム（以下「ADAMS II」という。）の換装に対応するため、ADAMS IIを所管する財務省会計センター（以下「会計センター」という。）との調整支援、ADAMS II切替作業への対応、徴収義務者番号の桁数拡張への対応等を行うことで、引き続き、本システムを安定的かつ継続的に稼働させることを目的とする。

1.2 適用範囲

本仕様書は、防衛省において使用する本システムの特別調達資金事務処理システムの接続システム換装に伴う作業役務について規定する。

1.3 用語及び定義

本仕様書において特に定義の明確化が必要と考えられる用語は、別紙1に示すとおりである。

1.4 引用文書

本仕様書に引用する以下の文書は、本仕様書に規定する範囲において本仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、本仕様書と引用文書等の規定が異なる場合は、本仕様書の規定が優先する。

- (1) 要件定義書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）
- (2) 外部設計書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）
- (3) 内部設計書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）
- (4) 運用管理手順書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）
- (5) 操作手順書（端末編）（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）
- (6) ADAMS 異常系復旧手順書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）
- (7) 特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画（防衛庁行政情報化推進委員会決定 17. 11. 30）

1.5 関連文書

1.5.1 仕様書等

- (1) 特別調達資金事務処理システムの借上（04換装）（令和4年度）

- (2) 官庁会計システム 外部システムインターフェース仕様書（防衛省特別調達資金事務処理システム）9.0版（財務省会計センター R4. 1. 4）
- (3) インターフェース仕様書（特別調達資金事務処理システム～在日米軍従業員管理システム）1.8版（防衛省経理装備局 28. 3. 31）

1.5.2 法令規則類

- (1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- (2) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19. 9. 20）
- (3) 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19. 9. 20）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成29年自衛隊統合達第27号）
- (6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- (7) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- (8) 情報システムに係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）3号。31. 1. 9）
- (9) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- (10) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）別添「注意」（防整サ第14551号。令和5年7月3日）

1.5.3 その他

- (1) 業務・システム最適化指針（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 18. 3. 31）
- (2) 防衛庁中央OAネットワーク（共通システム）最適化計画（防衛庁行政情報化推進委員会決定 18. 1. 18）

1.6 関連システム

本システムと接続又は関連しているシステム等は、表1に示すとおりである。

表1 関連システム

項番	関連システム	管理省庁等
1	官庁会計システム歳入歳出外システム(ADAMS II)	財務省会計センター
2	GSS G-Net	デジタル庁
3	防衛省中央OAネットワーク・システム 防衛局OAネットワーク・システム	防衛省
4	防衛情報通信基盤(DII)	
5	在日米軍従業員管理システム(※)	(独)駐留軍等労働者労務管理機構

※ 本システムと在日米軍従業員管理システムはオフラインによるデータ授受を行う。

2 特別調達資金事務処理システムの概要

2.1 業務機能

本システムは、「特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画」（防衛庁行政情報化推進委員会決定 17. 11. 30）の主要目的である特別調達資金に係る事務を電子化することで、事務の簡素化・効率化・合理化を図るとともに安全性・確実性を向上させることを目的に構築したものである。特別調達資金にかかる全体図は、図1のとおりである。

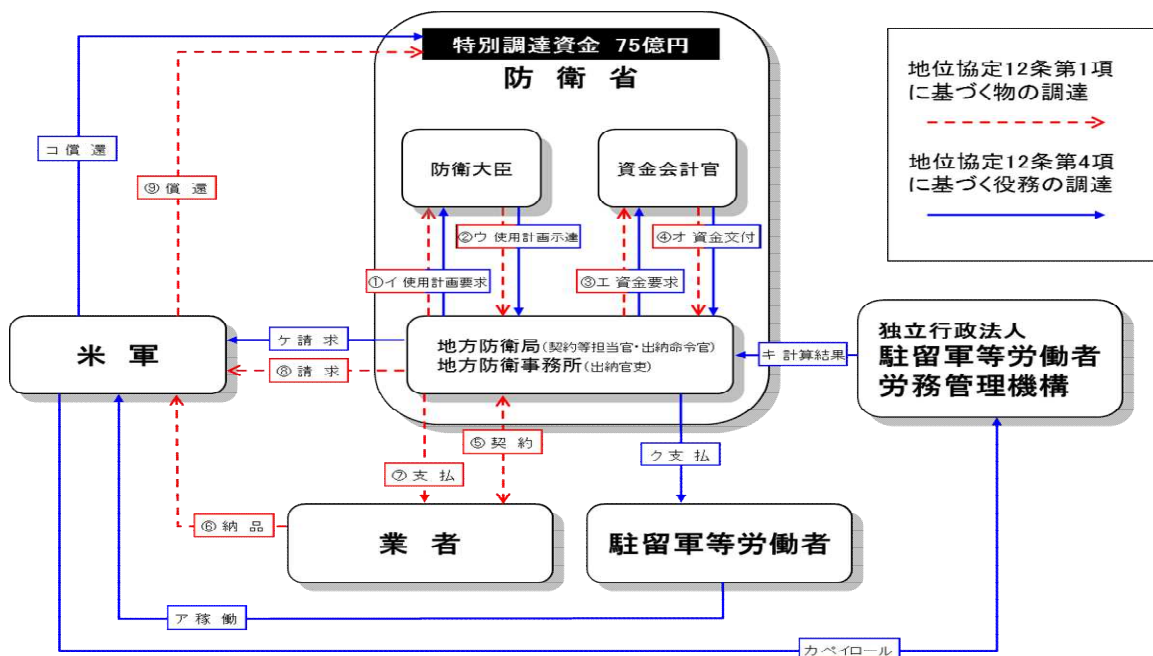


図1 特別調達資金に関わる全体図

(1) 特別調達資金に係る事務の電子化

本システムは、表2に示す特別調達資金に係る業務の帳票類の作成、帳簿登記、決算報告書等の作成並びに他省庁システムと接続し、オンラインで国庫金の振替、振込等を実施している。

表2 特別調達資金業務の概要

項番	業務名称	業務概要
1	年間使用計画業務	翌年度における資金使用計画を作成し、財務大臣の承認を得る。
2	示達業務	労務費、需品費の調達要求及び年間使用計画に基づき使用計画示達表を作成し、示達を行う。
3	契約業務	役務及び需品の調達に係る業者決定、契約の締結、監督、検査を行う。
4	交付業務	資金要求及び資金使用計画に基づき資金交付通知書を作成し、交付を行う。
5	支払業務	従業員に対する給与・旅費・退職金等の支払及び需品費の支払を行う。
6	請求業務	役務及び需品の調達に係る「インボイス」（請求書）の送付、納入の告知、受入金の返納命令を行う。
7	償還業務	役務及び需品の調達に係る償還金の受入れ及び債権の管理を行う。
8	決算業務	国庫金運用計算書、受払決定計算書、受払総報告書等を作成し、財務省、会計検査院及び参議院へ報告を行う。

(2) 既存ネットワークの活用

本システムは、専用のネットワークやクライアントを持たず、既存ネットワークであるD I I及びG-N e tを活用している。また、利用者側の端末は、防衛省OAネットワーク・システム及び防衛局OAネットワーク・システム（以下「省OA・局OA」という。）を活用している。

(3) 他省庁システムの活用

本システムは、駐留軍等労働者（約2万5千名）の給与・退職手当・旅費等の計算を（独）駐留軍等労働者労務管理機構（以下「独法」という。）の在日米軍従業員管理システムで行い、計算結果のデータ（以下「独法データ」という。）の提供をオフラインで授受し、帳票の作成及びADAMS IIへの払渡情報の登録を行っている。また、支払手続をADAMS IIと接続しオンラインで国庫金の振替、振込等を実施している。

2.2 システム概要

2.2.1 機器一覧及び運用時間

- (1) 本システムのハードウェア及びソフトウェア等については、**付表1**に示す。（付表1は特別調達資金事務処理システムの接続システム換装に伴う作業役務別冊（以下「別冊」という。）によるものとする。）なお、現行の借上機材については入れ替わる可能性がある。
- (2) 本システム稼働時間（機器が稼働している時間）
原則として24時間365日である。
- (3) システムサービス提供時間（利用者がシステムを利用可能な時間）
原則として土日及び祝日並びに年末年始を除く、平日の07:00～23:00である。
ただし、ADAMS IIの機能をオンラインで利用可能な時間は08:45～17:45である。

2.2.2 システム概要

本システムの概要は、**図2**に示すとおりで、**表1**に示す関連システムと接続している。（**図2**は別冊によるものとする。）

2.2.3 ハードウェア構成

本システムのハードウェア構成は、**図3**に示すとおり。（**図3**は別冊によるものとする。）

2.2.4 ソフトウェア構成

本システムのソフトウェア構成は、**図4**に示すとおり。（**図4**は別冊によるものとする。）

2.2.5 ネットワーク構成

本システムのネットワーク構成は、**図5**に示すとおりである。なお、ネットワークは、D I I及びG-N e tを利用するものとする。（**図5**は別冊によるものとする。）

2.2.6 機能概要

本システムの機能の概要は、**別紙2**のとおりである。また、本省、各局・事務所の担当官

ごとに別紙3のメニューにより業務を実施し、別紙4の画面の利用、別紙5の帳票・帳簿の表示・印刷を実施。(別紙2～別紙5は別冊によるものとする。)

なお、本システムの規模は、表3のとおりである。

表3 規模

項目名	プログラム資産規模等	備考
業務機能	220,937 ステップ	Java
	18,265 ステップ	Jsp
帳票・帳簿出力機能	31,114 ステップ	Java
データベースアクセス機能	817,093 ステップ	Java
他システム接続機能	13,650 ステップ	C++
機能数	102 機能	別紙2
メニュー数	104 メニュー	別紙3
画面数	99 画面	別紙4
帳票数	130 帳票	別紙5
マスタ数	26 マスタ	別紙6
テーブル数	167 テーブル	別紙6

2.2.7 性能要件

本システムの性能要件は、表4のとおりである。本役務におけるプログラムの改修後も現行性能を維持すること。なお、オンライン処理応答時間に関する下記性能要件については、外部ネットワーク回線及びユーザ端末側の処理における遅延時間は含まないものとする。

表4 性能要件

項目名	要件
システム要求水準 (ネットワーク転送時間を除く。)	(応答時間) 5秒(※1)

※1 適応される処理内容については、別途、官と調整のうえ、取り決めること。

3 役務に関する要件

3.1 全般

- (1) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、業務の意図及び目的を十分理解した上で、本仕様書の各要素を満足させなければならない。
- (2) 契約相手方は、本役務の履行に係る官との連絡調整及び業務全般を統括する者を定め、大臣官房会計課予算総括班に通知するものとする。
- (3) 契約相手方は本役務期間中、役務実施体制について適宜官の監督を受け入れるものとする。
- (4) 契約相手方は、本役務の履行に際し、官の保有する資料等で貸与を受ける必要がある場合には、大臣官房会計課予算総括班と調整の上、貸与を受けることができるものとする。
- (5) 契約相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官の指定する条件を遵守し、業務の完了後速やかに返却するものとする。

3.2 信頼性等要件

3.2.1 信頼性要件

(1) 可用性

開発物において、本番環境で使用するものは、障害復旧に対する可用性を高めるよう、考慮すること。

(2) 完全性

データの紛失や改ざんが発生した際にも復旧が可能なよう、データのバックアップ取得を定期的に可能とすること。

(3) 機密性

データが第三者や権限のないユーザが参照できないよう、データベースのアクセス権限を正しく設定し、必要に応じて暗号化を実施すること。

3.2.2 拡張性要件

将来の制度変更や対象業務の追加・変更に対する拡張性を考慮し、必要に応じて機能・性能の拡張が可能であるように柔軟性を持った開発技法を採用すること。

3.2.3 システム中立性要件

本役務にて採用する技術は、契約相手方のみが知りうる情報に基づかず、運用・保守及び将来の拡張性を他の事業者を引き継ぐことが可能なものとする。設計に当たっては、特定の事業者の設計技法に偏ることがないように標準的な設計技法を用い、仕様が公開されている柔軟性の高い技術を用いること。

3.3 情報セキュリティ対策要件

(1) 本システムのセキュリティ基準は、「情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）」により定められた保護プロファイルMOD-1（以下「MOD-1」という。）を適用するものとする。

(2) 情報セキュリティ対策は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に示す対応を実施すること。

(3) 情報漏えい等の情報の機密性、完全性及び可用性に影響を及ぼすイベントが発生した場合は、その対処について官を支援すること。

(4) 詳細については、要件定義書の「情報セキュリティ要件定義」を参照すること。

3.4 プログラム改修

3.4.1 プログラム改修

プログラム改修については、以下のとおりとする。

(1) ADAMS II換装に伴う作業

次期ADAMS IIへの換装に対応するため、特調システムに必要な作業を行う。

なお、作業は以下を想定している。

- ・ ADAMS II側から提示される資料の確認及び調整
- ・ 次期ADAMS IIと接続テスト

・次期ADAMS IIへの切替作業

(2) 徴収義務者番号の桁数拡張

ADAMS IIで管理されている「徴収義務者番号」の桁数拡張に対応するため、特調システムに必要な作業を行う。

(3) 基本条件等

- (ア) 契約相手方は、要求項目に関する仕様を確定させ画面・帳票・業務フロー等分かり易い資料を作成し、契約締結後60日後までに官の確認を得ること。
- (イ) 詳細な条件、決裁項目、業務運用等詳細については、官側と相談の上決定。
- (ウ) 開発言語・環境については、特段の事情が無い限り本システムで利用可能な最新のバージョンを適用すること。
- (エ) 本システムの稼働に問題が生じないように、また運用管理支援役務が円滑に遂行できるよう、サーバ等借上業者及び運用管理支援役務業者へ十分な引継ぎを行うこと。なお、引継ぎ内容等については、受託者と官側にて相談の上で決定することとする。

3.4.2 データ加工要件定義

本システムのマスタ・テーブルデータ(ワークフロー制御機能で使用するデータも含む)を、業務プログラムにおいて適切に運用できるようにデータの追加・加工を実施する。本システムのテーブル一覧については、別紙6のとおりである。(別紙6は特別調達資金事務処理システムの接続システム換装に伴う作業役務別冊によるものとする。)

- (1) 契約相手方は本システムのマスタ・テーブルデータを調査し、対象箇所を明確にした上で作業を行うこと。なお、データの内容については、官と調整・協議の上行うものとする。
- (2) 本役務において、加工したデータのサーバ機器への組込み作業は、サーバ等借上業者が行うため、本役務の範囲外とするが、以下の作業を行うこと。
 - (ア) 契約期間中、官及び関係業者間で行われる打合せに参加すること。
 - (イ) 上記(2)の組込み作業の支援を行うこと。
 - (ウ) 契約期間中、官及び運用管理支援役務業者、サーバ等借上業者から加工したデータに関する問合せ等が発生した場合、迅速に対応すること。

3.5 関連システムとの接続に係る主な留意点

本役務の遂行にあたり、1.6 関連システムに示す関連システムとの接続に係る主な留意点は表5に示すとおりである。

表5 関連システムとの接続に係る主な留意点

項番	関連システム	主な留意点
1	官庁会計システム歳入歳出外システム(ADAMS II)	本システムはADAMS IIを介し日本銀行と接続されており、国庫金振替業務や帳票の授受を行っている。財務省会計センターと調整し、インターフェースの確認を行い、必要があれば改修すること。また、業務疎通テストは社内でADAMS II疑似環境を構築し
2	政府共通ネットワーク	1.5 関連文書「官庁会計システム外部システムインターフェース仕様書」に記載のインターフェースを網羅する等、十分に考慮すること。
3	防衛省中央OAネットワーク・システム 防衛局OAネットワーク・システム	省OA・局OAシステムのOA端末からD I I 経由で本システムにアクセスして利用できるよう防衛省の関連部署と調整する。また、OA端末の動作環境の確認を行い、必要があれば改修すること。省OA・局OAシステムから本システムにアクセスできるようサーバ証明書の配布等の必要な措置を実施すること。
4	防衛情報通信基盤(D I I)	
5	在日米軍従業員管理システム	(独) 駐留軍等労働者労務管理機構より、駐留軍等労働者の給与計算データ等をCSV形式でオフラインにて授受している。(独) 駐留軍等労働者労務管理機構と調整し、インターフェースの確認を行い、必要があれば改修すること。また、業務疎通テストを社内環境にて実施し、1.5 関連文書「インターフェース仕様書」に記載のインターフェースを網羅する等、十分に考慮すること。

3.6 作業概要

作業概要は、表6に示すとおりとする。

表6 作業概要

項番	作業工程	作業概要
1	プロジェクト計画	項番2～6の作業に関して、実施計画を策定する。
2	要件定義	本調達に関わる機能要件、非機能要件を確定し、要件を定義する。また、1.6 関連システムとの調整を支援し、必要に応じて、資料作成、打合せの参加等を含むものとする。
3	設計	本調達に関わる画面項目、入出力処理等の外部設計、内部設計を実施する。また、運用管理手順書、操作手順書（端末編）、ADAMS II 異常系復旧手順書についても見直しを行うこと。
4	製造	本調達に関わる特別調達資金事務処理システムの業務プログラムの改修を行う。
5	データ加工	本システムの業務データ（ワークフロー制御機能で使用するデータも含む）を導入した上記項番4の業務プログラムにおいて適切に運用できるように加工を行う。
6	テスト	上記項番4及び5の実施にあたり、本システム及び関連システムの動作に影響を与えず正常に稼動することを検証する。テスト内容等については、4 テスト要件を参照すること。

3.7 役務期間

本役務の完了期限は、令和9年1月29日とする。

3.8 スケジュール案

本役務の全体スケジュール案は、図6のとおりとする。

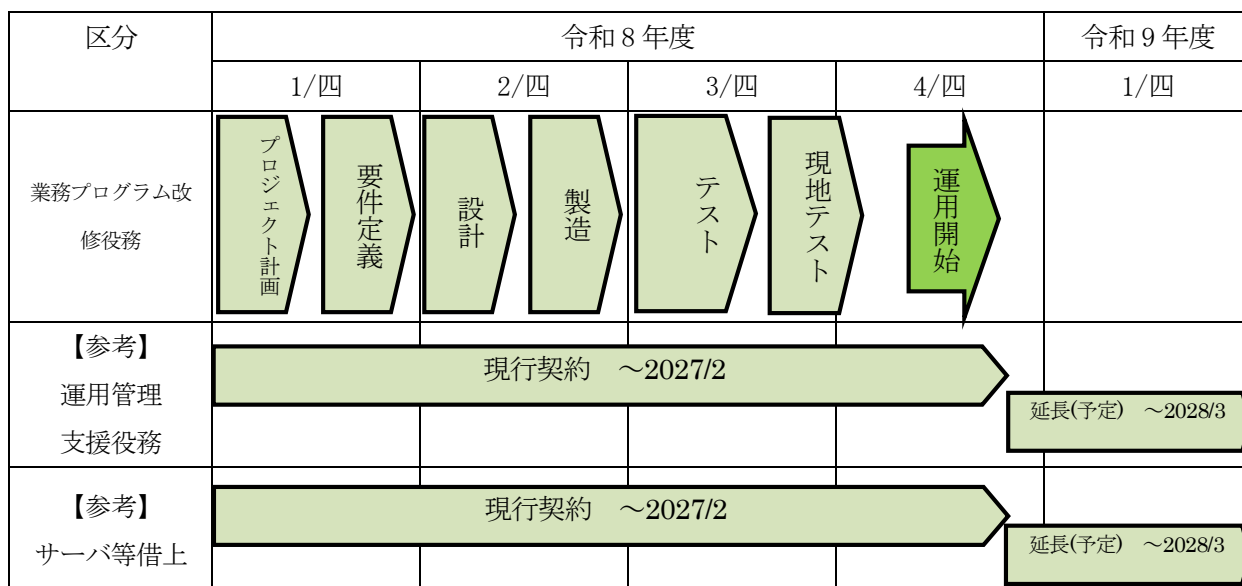


図6 全体スケジュール案

4 テスト要件

運用開始前に、表7に示すテストを実施し、要求に沿った修正がなされていること、既存システム及び関連システムの動作に影響を与えないことを検証すること。また総合テストにおいては、試験環境を使用したテスト実施も含めて総合的に検討し、官協議・調整の上で実施すること。また、試験実施内容及び時期を記した試験計画書を作成し、官と協議・調整の上試験を実施すること。

表7 テスト種別

項番	テスト種別	テスト概要
1	単体テスト	修正したプログラムのテストを実施する。なお、テストは契約相手方が用意する開発環境にて実施し、テストに必要なデータは契約相手方が準備すること。
2	結合テスト	プログラムの結合を行い、プロセス単位のテストを実施する。また、本システムの機能や他システムとのインターフェースを含むすべてのプロセス間のインターフェーステストを実施する。なお、テストは契約相手方が用意する開発環境にて実施し、テストに必要なデータは契約相手方が準備すること。
3	総合テスト	サーバ等借上業者が準備するハードウェア・ソフトウェア環境で業務プログラムが要求どおりに機能し、関連システムとのインターフェース及び業務データ（ワークフロー制御機能で使用するデータも含む）が適切に運用できることの検証を実施するとともに、官が別途指示するコンペアテストを実施すること。なお、テストは契約相手方が用意する開発環境にて実施し、テストに必要なデータは契約相手方が準備すること。 テストは官、サーバ等借上業者、運用管理支援役務業者と連携し関連システムとの調整支援も含め実施する。また、テストに必要なデータは契約相手方が準備すること。
4	受入テスト	サーバ等借上業者が準備するハードウェア・ソフトウェア環境で官側の受入テストを実施する。なお、テストは官、サーバ等借上業者、運用管理支援役務業者と連携し、テストに必要なデータは契約相手方が準備すること。

5 提出書類等

5.1 提出書類等一覧

提出書類等の種類、部数及び提出期限は、表8のとおりである。なお電子媒体の形式等、詳細については、官と協議し、取り決めること。

表8 提出書類等

項番	提出書類等	内 容	提出期限	提出部数
1	実施計画書	PMBOKにおいてプロジェクトマネジメント計画書として定義されているもの。(作業体制図等を含む)	本契約締結後、10営業日以内	電子媒体×1
2	役務作業関係者名簿	本役務に従事する者の職歴等を記載した別紙7の役務作業関係者名簿。(別紙7は特別調達資金事務処理システムの接続システム換装に伴う作業役務別冊によるものとする。)		電子媒体×1
3	作業日報	日々の作業内容及び従事した作業業者、作業時間を記載した別紙8及び別紙9の作業日報。(別紙8及び別紙9は特別調達資金事務処理システムの接続システム換装に伴う作業役務別冊によるものとする。)	当月分を纏め、翌月10営業日以内	電子媒体×1
4	要件定義書	プログラム改修における仕様の追加、変更を反映させた改訂版。なお、外部設計書：別冊「在日米軍従業員管理システムインターフェース仕様書」についても同様とする。	令和9月1月29日	電子媒体×1
5	外部設計書			
6	内部設計書			
7	運用管理手順書			
8	操作手順書			
9	ADAMS II 異常系復旧手順書			
10	業務プログラム	仕様の追加、変更を反映させたソースコード、オブジェクトコード及び実行プログラム。		電子媒体×1
11	業務データ	本システム及び上記の業務プログラムにおいて適切に運用できるように加工	官と協議の上、取り決めることとする。	電子媒体×1
12	テスト計画書	4テスト要件の内容を満たすテストを計画し官と協議の上取り決める。(サーバ等借上業者、運用管理支援役務業者及び関連システムと調整)の参照すること。	官と協議の上、取り決めることとする。	電子媒体×1
13	単体テスト完了報告書	品質評価等単体テスト完了報告	テスト完了後20日以内	電子媒体×1

14	結合テスト完了 報告書	品質評価等結合テスト完了報告	テスト完了後20日 以内	電子媒体×1
15	総合テスト完了 報告書	品質評価等総合テスト完了報告	テスト完了後20日 以内	電子媒体×1

5.2 情報資産管理標準シート

情報資産管理標準シートの提出は、本業務を対象とする。

(1) 契約金額内訳

受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定。以下「標準ガイドライン」という。）別紙2「情報システムの経費区分」に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを契約締結後速やかに作成し提出すること。

(2) その他

受注者は、標準ガイドライン別紙3「調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出に関する作業内容」の各項に従って作成した情報資産管理標準シートを各工程の実施要領等で定める時期までに提出すること。

成果物の納入に際し、当省から別途様式が提示された場合は、その提示に従うこと。

5.3 権利帰属

- (1) 本役務において提出された提出物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条～第28条までに定める全ての権利を含む。）は、下記の場合を除いて防衛省に帰属するものとする。また、契約相手方は防衛省に対して著作人格権を行使しないものとする。

ア 提出物に契約相手方が権利を有する著作物（以下「契約相手方の既存著作物」という。）が含まれる場合、その「契約相手方の既存著作物」。ただし、契約相手方が本役務の契約前から権利を有するもので契約相手方が範囲について防衛省の承認を得たものに限る。

イ 提出物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その「第三者の既存著作物」。

- (2) 防衛省に加え、防衛省が指定する者（本システムの利用を目的とした改修等を請負う者に限る）についても、本役務の提出物の複製・改変ができるものとする。
- (3) 上記の「契約相手方の既存著作物」については、契約相手方は、防衛省及び防衛省が指定する者（本システムの利用を目的とした改修等を請負う者に限る）に改変権等を含む利用許諾権を認めることとする。
- (4) 上記の「第三者の既存著作物」については、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを契約相手方が行うこと。この場合、契約相手方は当該契約の内容について、防衛省の承認を得ることとし、防衛省は当該既存著作物について、当該許諾契約の範囲内で使用するものとする。なお、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が自ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任、負担において一切を処理すること。

6 作業体制

本システムのプロジェクト全体の実施体制は、**図7**のとおりとし、契約相手方は、官と随時協議して、円滑かつ確実に作業を実施すること。

また、各業者間で調整が必要な場合は、官の指示に従い、連携して作業を実施すること。

次の項目についても条件を満たし、これを変更する場合は事前に官側と協議するものとする。

- (1) 役務作業関係者が日本国籍を有していること。
- (2) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること
- (3) 役務作業関係者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- (4) 前記(3)の役務作業関係者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- (5) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、本システムについて、漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

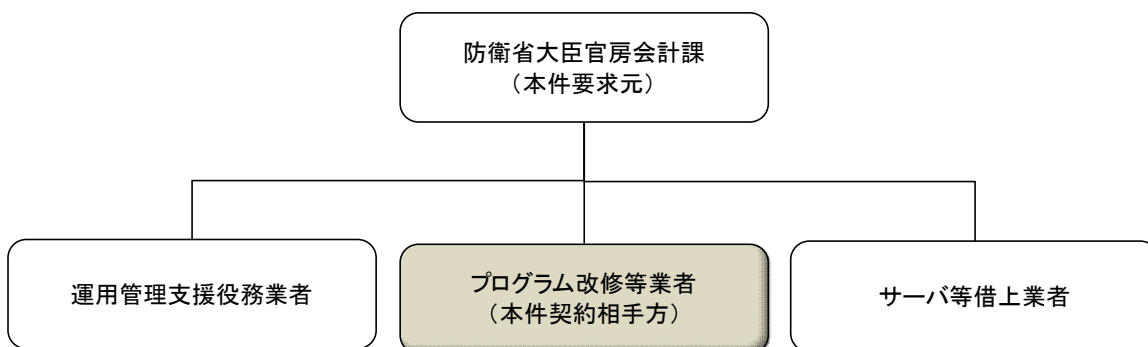


図7 プロジェクト全体の実施体制

(5) 役割分担

各業者間の作業分担は**表9**とする。

表9 役割分担表

主要業務	運用管理 支援役務	サーバ等 借上	業務プログラ ム改修等
I システム改修に伴う作業			
(1) OS・ミドルウェア等の設計等及び設定作業			
パラメータ設計等作業	△	△	◎
パラメータ設定作業	△	◎	△
(2) 業務プログラムの導入及び設定作業			
プログラム設計等作業	△	△	◎

表9 役割分担表(続き)

主要業務		運用管理 支援役務	サーバ等 借 上	業務プログ ラム改修等
	プログラム導入及び設定作業	△	◎	△
(3)データ追加作業				
	システムからのデータ取得	◎	—	—
	データ作成	△	—	◎
	システムへのデータ追加	△	◎	—
(4)テスト				
	総合テスト	△	△	◎
	運用テスト	△	△	◎
II 保守				
	ハードウェアに関わる障害対応	△	◎	◎※
	ソフトウェアに関わる障害対応	△	◎	◎※
	業務プログラムに関わる障害対応	◎	—	◎※
III ドキュメント				
	要件定義書	◎	◎	◎
	外部設計書	◎	◎	◎
	内部設計書	◎	—	◎
	操作手順書	◎	—	◎
	運用管理手順書	◎	◎	◎
	ADAMS 異常系復旧手順書	◎	—	◎

本表は業務上、特に役割を明確にする必要がある作業を示したものである。

◎：実施

△：支援

※：瑕疵担保に係る部分のみ。

7 契約相手方の条件

7.1 体制要件

契約相手方は、本役務に係る最適な実現方式を提案できる体制を確保すること。

また、統括責任者をはじめとする本役務に従事する者の氏名等を明記すると共に、各従事者の作業範囲と責任範囲を明記し、官の承認を得ること。なお、従事者に変更がある場合は、事前に変更後の体制図及び変更のある従事者に関する情報を提供し、官の承認を得ること。

7.2 従事者に関する要件

本役務に関わる従事者は、日本語での円滑な対応が可能であり、以下の条件を満たしていること。

(1) 統括責任者

- ア システム開発実績について、本システムと同等規模以上のシステム開発における統括責任者の経験を有すること。
- イ 経済産業省所管の情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャ（PM）試験の合格者又はプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を有すること、又はこれらの試験合格者、又は資格保有者等と同等の能力を有する者。

(2) グループ責任者及びその他の従事者

- ア 開発言語として J A V A、データ記述言語として HTML 及び XML を用いた W e b アプリケーションの開発又は運用管理業務の経験を有すること。
- イ 以下の OS を使用したシステムに従事した経験を有すること。
 - ・ W i n d o w s S e r v e r 2 0 1 6 以上
 - ・ W i n d o w s 1 0 以上
- ウ 以下のミドルウェアを使用したシステムに従事した経験を有すること。また、以下に関する各種研修等の受講実績により同等のスキルを有すると証明できること。
 - ・ W e b アプリケーションサーバ（C o s m i n e x u s 又は同等品）
 - ・ R D B M S （ H i R D B 又は同等品）
 - ・ 運用管理（ J P 1 又は同等品）
 - ・ トランザクション管理（ O p e n T P 1 又は同等品）
- エ S Q L を用いたシステムの操作業務に従事した経験を有すること。
- オ 情報セキュリティに関する資格又は社内研修等により、十分な知識を有していること。
- カ 本システムの情報セキュリティポリシーについて正確に把握すること。
- キ W e b システムに係る障害対応、構成変更、稼働分析、セキュリティ管理、保守業務及びこれらの対応の記録・保管のすべてを含むシステム運用管理業務に従事した経験を有すること。
- ク 本システム及び本システムと接続する 1.6 関連システムの仕様及び「特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画」並びに特別調達資金業務を十分に熟知すること。
- ケ 1.4 引用文書に示された本システムの詳細を十分に把握、理解すること。
- コ 本役務に関わる業務従事者が上記アからケに掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業務等を有すること。
- サ 前記コの業務従事者が他の手持ち等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

7.3 その他の要件

- (1) 品質マネジメントシステムの規格である「J I S Q 9 0 0 1」又は「I S O 9 0 0 1」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有している事業者であること。又は、同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること）。

- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (3) 本業務と同等以上な官公庁等公的機関に係る機器賃貸借及び保守役務の実績を過去3年以内に有すること。
- (4) 本業務については、入札公告時点における前年度及び今年度の防衛省統括アドバイザー業務の受注業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親子会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札に参加できない。また、当該入札の受注者の再委託先になることもできない。

8 秘密保全

- (1) 官房長等又はその指定した者が定める立入禁止の掲示がある場所及び部隊等の長が定める立ち入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官房長等又はその指定した者が定める手続きに従い、立ち入りを許可された者でなければならない。
- (2) 立入禁止場所等において保守作業等を実施する場合は、前項の手続きの他に作業の2週間前までに許可を得ること。
- (3) 契約相手方は、本役務の履行に当たり知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方の収集、整理、作成等した情報であつて、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.5.2(6) 装備品等及び役務の調達における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - (ア) 契約を履行する一環として契約相手方の収集、整理、作成した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
 - (イ) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - (ウ) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うものを含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

保護すべき情報の内容については、表10のとおりとする。

表10 保護すべき情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
ネットワーク・システム情報	IPアドレス、設計図、システム構成図、ネットワーク構	・設計等段階における検討中資料 においても、保護すべき情報が類	—

	成図及びアカウント情報（ID・PW等）	推される場合は保護の対象とする。 ・官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	
各種ファイルデータ	ファイルサーバデータ、各端末類のローカルデータ及びセキュリティバックアップログ		—
セキュリティ仕様	ファイアーウォール設定値、セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード		—
「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」が記載された情報	<ul style="list-style-type: none"> ・情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知（運情第9249号。19.9.20）別冊「注意」 ・特別調達資金事務処理システムの接続システム換装に伴う作業役務別冊 		—

- (4) 第三者を従事させる場合については、「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応」の特約条項を遵守すること。
- (5) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。
- (6) 契約相手方は、官から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官に返却すること。
- (7) 契約相手方は、提供を受けた文書及び電子データについては、消去又は廃棄してその旨を書面で報告すること。
- (8) 契約相手方は、本契約に係る情報及び情報システム以外の官が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。
- (9) 契約相手方は、携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについて官と協議の上、その指示に従うこと。
- (10) 契約相手方は、前項(5)から(8)に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく直ちに官に報告すること。
- (11) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官が認められた場合は、契約相手方は官の求めに応じ協議を行い、両方で合意の上で、改善を図ること。

9 サプライチェーン・リスクへの対応について

- (1) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づく特約条項による。
- (2) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、納入品について、漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

10 検収

検収の要件を次に示す。

- a) 本業務の契約相手方は、成果物及び納品物について、納品期日までに官側に内容の説明を実施し、官側による提出物と実態の照合要請にも滞りなく対応して検収を受けること。
- b) 検収の結果、成果物及び納品物に不備又は誤り等が見つかった場合には、官側と協議の上、必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について官側に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品し、照合を受けること。

11 契約不適合責任

契約不適合責任の要件を以下に示す。

- a) 本業務における納入品等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件（以下、「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が官側の責に帰すべき事由による場合を除き、契約相手方は、自己の費用で、官側の選択に従い、その補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。
なお、契約相手方は如何なる場合であっても、官側の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、官側の事前の承諾を受けること。
- b) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。契約相手方は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、官側と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について官側の承諾を受けること。
- c) 契約相手方が官側から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、官側は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、契約相手方に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 1) 履行の追完が不能であるとき。
 - 2) 契約相手方が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 3) 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約相手方が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 4) C) 3) に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

12 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、契約担当官の承認を受けなければならない。

- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、契約担当官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項 b) 又は c) により再委託を行う場合には、契約相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し 7 に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 b) 又は c) に基づき再委託先の事業者に業務を履行させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

13 検査

支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

14 特記事項

14.1 官の支援

契約相手方は、役務の実施に関して官と調整し、可能な範囲で、次の事項についての支援を無償で受けることができる。

- (1) 事務室、電気及び隊内電話の利用
- (2) その他、官が必要と認めた事項

14.2 その他

- (1) 契約相手方は、作業実施にあたり、官の指示に従うとともに、細部にわたり官と密接な連絡を保ち、作業が良好に、かつ安全に実施できるよう努めること。
- (2) 契約相手方は、技術的に当然実施すべき事項については、官と協議して実施すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、特約条項を遵守すること。
- (4) 本仕様書について、疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。

図2 システム概念図
別冊によるものとする。

図3 ハードウェア構成図
別冊によるものとする。

図4 ソフトウェア構成図
別冊によるものとする。

図5 ネットワーク構成図
別冊によるものとする。

付表1 借上構成一覧
別冊によるものとする。

別紙1 用語及び定義
別冊によるものとする。

別紙2 機能（概要）一覧
別冊によるものとする。

別紙3 メニュー一覧
別冊によるものとする。

別紙4 画面一覧
別冊によるものとする。

別紙5 帳票・帳簿一覧
別冊によるものとする。

別紙6 テーブル一覧
別冊によるものとする。

別紙7 役務作業関係者名簿
別冊によるものとする。

別紙8・9 作業日報
別冊によるものとする。